

2026 年度 豊岡市太陽光発電システム等設置補助金 申請の手引き

太陽光発電システム、住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置にかかる費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

本補助金は、過去に本補助金の交付を受けていないこと（住宅用：太陽光発電システム・蓄電池毎に 1 世帯 1 回限り、事業者用：1 事業者につき 1 回限り）を補助条件としていますが、過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過した場合に限り、本補助金を申請することができます。

1 補助対象設備

補助対象設備	申請できる人		補助金額	
	市民	事業者	補助単価	上限額
住宅用太陽光発電システム	○		1 kW 当たり 3 万円	120,000 円 (上限 4 kW)
			(市内事業者が製造した太陽電池モジュールを設置した場合) 1 kW 当たり 4 万円	160,000 円 (上限 4 kW)
事業者用太陽光発電システム		○	1 kW 当たり 3 万円	600,000 円 (上限 20kW)
定置用リチウムイオン蓄電池システム	○		1 kWh 当たり 3 万円	180,000 円 (上限 6 kWh)

※補助金額は 1,000 円未満切り捨てとなります。

※太陽光発電システムの最大出力値及び定置用リチウムイオン蓄電池システムの容量値の小数点以下 2 桁未満を切り捨てた数字で補助金額を算出してください。

2 申請期間・申請方法

(1) 申請期間

2026 年 4 月 1 日（水）～2027 年 3 月 19 日（金）

※以下の日から 6 か月以内に申請すること。

ア 対象太陽光発電

(ア) 余剰売電型：電力会社との電力受給開始日若しくは系統連系開始日のいずれか遅い日

(イ) 完全自家消費型：設置日

イ 対象蓄電池

設置日

ただし、住宅にア及びイの両方を設置する場合は、いずれか遅い日とする。

(2) 申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、以下提出先へご提出ください。

ア 申請書類提出先

(ア) 豊岡市 コウノトリ共生課脱炭素推進室

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号（本庁舎2階4番窓口）

※郵便、電子メールによる申請不可。

※各振興局地域振興課でも提出できますが、コウノトリ共生課に届くまでに約1開庁日かかります。

(イ) オンライン申請

本補助金はパソコンやスマートフォンから申請ができます。

以下のURL、QRコードから申請フォームを確認してください。

※条件によって申請フォームが異なりますので、申請前に確認してください。

※スキャンデータ・写真データが見切れていたり、文字が読み取れないと、申請を受けることができませんのでご注意ください。

URL（住宅用）：<https://ttzk.graffer.jp/city-toyooka/smart-apply/apply-procedure-alias/taiyokolst>

URL（事業者用）：<https://ttzk.graffer.jp/city-toyooka/smart-apply/apply-procedure-alias/taiyokoj>



3 補助申請対象者

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する住宅に対象太陽光発電、対象蓄電池のいずれか又はその両方を設置する方であって市税等を滞納していないもの
- (2) 市内に所在し、事業活動を行う事業所等の用に供する市内の建築物又はその敷地内に対象太陽光発電を設置する事業者であって市税等を滞納していないもの

4 申請から交付までの流れ

- (1) 補助金交付申請書と添付書類の提出。

申請書：市の窓口またはHPより補助金交付申請書（様式第1号）を取得して必要事項を記入してください。

※住宅用、住宅用2回目用、事業者用でそれぞれ様式が異なりますので提出前に確認してください。

※必ず設置後に申請してください。

添付書類：住宅用と事業者用で必要書類が異なります。次の表を参考にしてください。

必要書類		住宅用 (2回目含)		事業者 用
		太陽光	蓄電池	太陽光
(ア)	設備の概要等（様式第1号の2）	●		-
	設備の概要等（様式第1号の3）	-		●
(イ)	申請者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）	●		-
	法人の場合：履歴事項全部証明書 個人事業主の場合：個人事業主公的証明関係書の写し	-		●
(ウ)	対象経費の支払を証明する書類（領収書や振込明細書等）	●		●
(エ)	対象経費に係る内訳明細書の写し	●		●
(オ)	設置建築物の所有者が申請者ではない場合、建物所有者の設置承諾書（市が指定する様式があります。）	●		●
(カ)	設備の設置状態を示すカラー写真 以下の写真を提出してください。 ・当該設備を設置した建物の外観を示すもの ・太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの（注1） ・パワーコンディショナー全体及び型式、製造番号が確認できるもの <u>※本補助金を活用せずに設置された太陽光発電システムを更新（入替）するために、本補助金を申請される方</u> ・既存パネルを撤去したことが分かるもの <u>※過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過し、本補助金を再度申請される方</u> ・着手前の写真（既存パネルの設置枚数が確認できるもの、既存パワーコンディショナー全体及び型式、製造番号が確認できるもの） ・既存パネルを撤去したことが分かるもの	●	-	●
(キ)	竣工検査の試験記録書の写し（注2）	●	-	●
(ク)	保証書等設置日が記載された書類の写し	●	-	●
(ケ)	全量売電でないことを確認できる書類の写し 余剰売電型の場合：電力受給契約内容の内容通知書等 完全自家消費型の場合：逆潮流を防止するRPR（逆電力継電器）が設置されたことがわかる単線結線図	●	-	●
(コ)	太陽電池の出力対比表（注3）	●	-	●
(サ)	設備の設置状態を示すカラー写真 以下の写真を提出してください。 ・当該設備を設置した建物の外観を示すもの ・太陽光発電が設置されていることが確認できるもの ・蓄電池全体及び型式、製造番号が確認できるもの	-	●	-
(シ)	竣工検査の試験記録書の写し（注2）	-	●	-
(ス)	保証書等設置日が記載された書類の写し	-	●	-

（注1）設置環境により写真撮影ができない場合は、太陽電池モジュールの配置図を添付すること。

（注2）竣工検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とする。なお、竣工検査実施者は、電気主任技術者である必要はありません。

（注3）設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表で、設置枚数分製品番号が入っているもの。

(2) 交付決定通知書の送付

申請書に記載の内容が要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で先着順に、申請者に対して補助金等交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

なお、市が定める事項に違反したときは、交付者の決定を取り消す場合があります。

(3) 補助金交付請求書の提出

補助金額の決定(補助金等交付決定通知書の送付)を受けた方は、補助金等交付請求書(様式第6号)を速やかに市に提出してください。

※市が請求書を受理してから補助金の支払いまで、約1カ月かかります。

※記入内容に誤りがあると、補助金の支払いが遅れる場合があります。振込先に関する事項〔金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義(フリガナ)〕を正確に記入してください。

5 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとに定める要件を満たしていることが必要です。

設備は中古・リース・PPA等は対象外です。

補助対象設備	要件
太陽光発電システム	①住宅(事務所等との兼用住宅を含む。)、事業所、店舗又は営業所(以下「事業所等」という。)の用に供する建築物及び付随する倉庫等の屋根若しくは事業所等の敷地内への設置に適していること。
	②低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電及び高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電であること。 ※「低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電」(余剰売電型)とは、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分を電力会社に売電することができるシステムをいいます。 「高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電」(完全自家消費型)とは、発電した全電力を自家消費するシステムをいいます。
	③太陽電池モジュールは、JISに基づく試験により認証を受けていること。
	④補助対象経費が1kW当たり45万円以下(税別)であること。 補助対象経費は以下に掲げるものとします。 【補助対象経費の項目】 ・太陽電池モジュール ・パワーコンディショナー ・架台 ・接続箱 ・配線・配線器具などの購入・据付 ・設置工事 ※太陽電池モジュールやパワーコンディショナーのみの購入・買替は、対象外です。 ※設置工事費用に既存設備の撤去費用は含みません。
	⑤未使用品であること。
	⑥電力会社と電力受給契約を締結すること。ただし、高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電システムを設置する場合はこの限りでない。
	⑦全量売電ではないこと。 自家消費を基本とし、余剰電力については売電可能とします。
	⑧低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システムを設置する場合は、50kW未満の設置であること。

	その他確認事項	⑨出石重要伝統的建造物群保存地区に指定されている区域では、原則として設置することができません。詳しくは、出石振興局地域振興課(0796-21-9025)へ問い合わせてください。
		⑩出石城下町、城崎温泉、江原駅東地区の景観形成重点地区では、市との事前協議が必要です。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。
		⑪また、他の地区でも一定規模以上であれば事前に協議が必要となる場合があります。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。
定置用リチウムイオン蓄電池システム		①太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、使用するために設置する定置用リチウムイオン蓄電池システムであること。
		②国が 2017 年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの。
		③未使用品であること。

6 対象システムの管理及び処分の制限

補助金の交付を受けた方は、補助対象となったシステムを法定耐用年数(太陽光発電 17 年、蓄電池 6 年)の期間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第 7 号)により市の承認を受けなければなりません。

7 交付決定の取消及び補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、本事業に関する市の定めに違反した場合、補助金を対象システムの設置以外の用途に使用した場合、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は、交付決定が取り消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりませんので注意してください。

補助金の返還を命じる場合は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合は、既納付額を控除した額)に年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じられます。

—県の無料相談が受けられます—

(財)ひょうご環境創造協会内にある再生可能エネルギー相談支援センターでは、太陽光発電システムの設置を考えている家庭に、相談員や専門家を派遣する現地調査を無料で実施していますので、ぜひ活用してください。

【再生可能エネルギー相談支援センター】

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18

TEL : 078-735-7744 FAX:078-735-7222

URL : <http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/saisei/>



問合せ先

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2-4

TEL : 0796-21-9136 FAX : 0796-24-7801

MAIL : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp